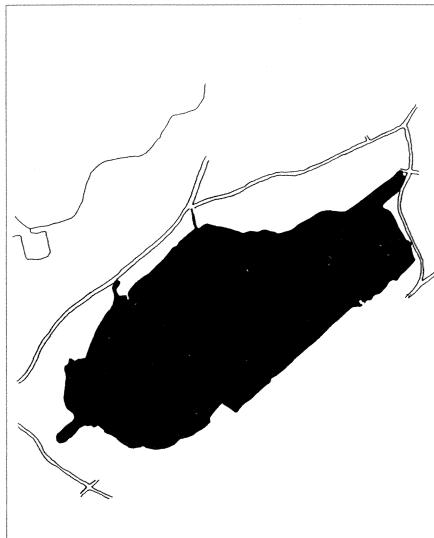
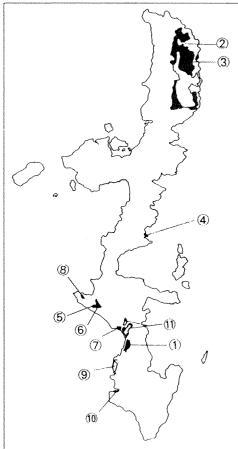


SACO
最終報告

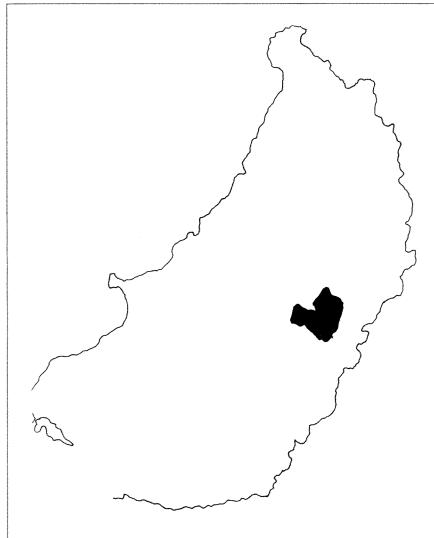
返還される11施設



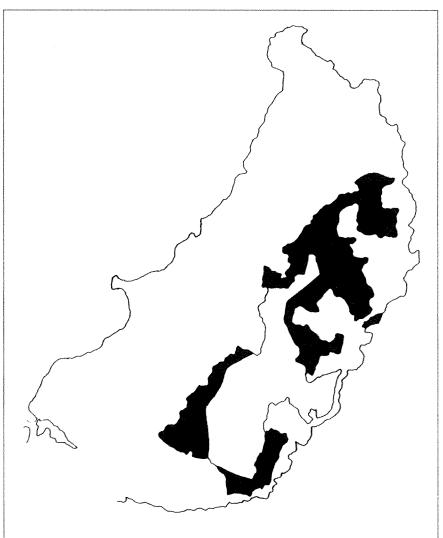
①普天間飛行場（約四八一ヘクタール）
 （内容）・五・七五年以内に全部返還・同飛行場の極めて重要な軍事上の機能及び能力は維持・一九九七年十二月までに〔工法及び建設地の選定等の〕実施計画を策定
 （条件）・代替施設は海上施設を追水し、海上施設は沖縄本島の東海岸沖に建設
 ・十分な代替施設が完成し、運用可能になった後



最終報告(SACO)で返還が決った十一施設は、普天間飛行場、安波訓練場、ギンバル訓練場、慈辺通信所、読谷補助飛行場、那覇港湾施設の六施設が全面返還、北部訓練場、キャンプ・桑江、瀬名波通信施設、牧港補給地区、キャンプ・瑞慶園の五施設が大部分及び特にその中で、キャンプ・瑞慶園においては、古い住宅地域を統合して、これらの区域の一部を返還する。関係地主にどうぞ安心して、これからの区域の一部を返還する。関係地主にどうぞ安心して、これらの中でも最も不安とするところは、跡地利用計画が困難な状態での返還であります。これまで跡地利用計画が遅々として進まなかった地域は、取り組みの甘さも一因ですが、一部返還が大きくなってしまったことは周知のとおりであります。跡地の有効な利用があつこそ返還の意義があります。関係地主に大きな不安を与えるような返還のあり方は、受け入れ難いものです。

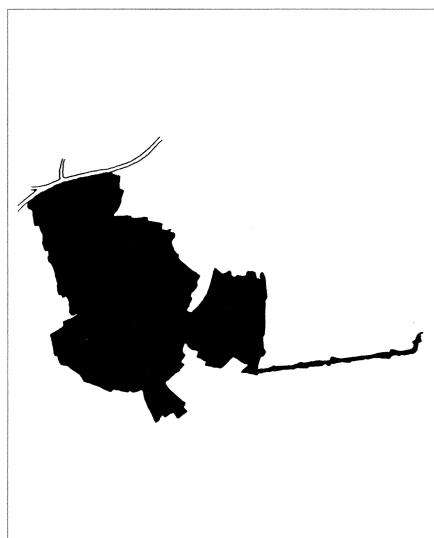


③安波訓練場（約四八〇ヘクタール）
 （内容）・一九九七年度末をめどに訓練場（約四八〇ヘクタール）、水域（約七、八五ヘクタール）の米軍の共同使用を解除
 （条件）・北部訓練場から海への出入り確保のための土地、水域の提供



②北部訓練場（約七、八〇〇ヘクタール）
 （内容）・一九九七年度末をめどに全部返還・特定の貯水池（約一五九ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除
 （条件）・一九九七年度末をめどに同訓練場の残余部 分から海への出入り確保のための土地（約三八八ヘクタール）を提供・ヘリコプター着陸帯を、返還される区域から残余部分に移設

④ギンバル訓練場（約六〇ヘクタール）
 （内容）・一九九七年度末をめどに全部返還・ヘリコプター着陸場が金武ブルー・ビーチ訓練場に、他の施設がキャンプ・ハンセンに移設された後



⑤慈辺通信所（約五三ヘクタール）
 （内容）・一、〇〇〇年度末をめどに全部返還
 （条件）・アンテナ施設、及び関連支援施設がキャンプ・ハンセンに移設された後

